

- 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する地方公共団体に対して、重点的な支援を実施。
- 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成や、計画の定期的な評価や見直しに対して、重点的な支援を実施。

## ● 計画策定の支援

内容：立地適正化計画(防災指針含む)、広域的な立地適正化方針等の策定、低炭素まちづくり計画、PRE活用計画  
対象：地方公共団体等  
補助率：1/2（人口10万人未満かつ人口減少率20%以上の小規模自治体は550万円まで全額）

## ● コーディネート支援

内容：まちづくりに関する専門家の活用等  
対象：地方公共団体と民間事業者等  
補助率：1/2、1/3

## ● 居住機能の移転に向けた調査支援

内容：誘導区域外の災害ハザードエリアからの移転促進調査等  
対象：地方公共団体と民間事業者等  
補助率：1/2（上限500万円/年）

## ● 建築物跡地等の適正管理支援

内容：建築物跡地等の管理支援  
対象：地方公共団体と民間事業者等  
補助率：1/2、1/3

## ● 誘導施設等の移転促進支援

内容：誘導施設等の除却処分等  
対象：地方公共団体と民間事業者等  
補助率：1/2、1/3

